

令和4年度介護職 PR パンフレット作成業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、茨城県が実施する介護職 PR パンフレット作成業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 目的

介護職は、3K（きつい、汚い、危険）のイメージが強いことから、これから将来の職業等を考える中学生等を対象に、介護職の仕事ややりがいなどを掲載したパンフレットを作成・周知することにより、介護職への理解を促進し、関心を高めることを目的とする。

(2) 配布対象

県内の中学1年生及び教諭

(併せて、県内の高等学校にも一定部数を配布)

(3) 委託業務の主な内容

① 介護職 PR パンフレットの作成・配布

以下の【掲載内容】のとおり、パンフレットを作成し、県内の中学1年生及び教諭に配布する。(併せて、県内の高等学校にも一定部数を配布。)

【掲載内容】

ア 介護職を取り巻く状況、必要性（2ページ程度）

※将来にわたって高齢者人口の増加が見込まれること等

イ 介護福祉士の1日の仕事（2ページ程度）

ウ 介護施設・事業所に従事する若手職員に対し、介護職を選択した理由、介護職の魅力ややりがい等をインタビューした内容（2ページ程度）

エ 介護職の種類、資格取得に関する情報、養成学校等に関する情報（4ページ程度）

(介護職の種類、資格取得方法、県内介護福祉士養成施設等)

【作業内容】

ア 企画、制作進行管理

イ 取材の実施

・介護施設・事業所に従事する若手職員に対し、介護職を選択した理由、介護職の魅力ややりがい等をインタビューし、写真撮影及び文章作成を

行う。

ウ 表紙のデザイン作成

エ 紙面の軽微な修正

・数値、文章、一部レイアウト等、軽微な紙面調整を行う。

オ インタビューページの編集、レイアウト、原稿（文章）作成、写真撮影

カ パンフレット印刷、加工

キ アンケート作成、印刷

・教諭を対象とした アンケート内容及び様式を作成・印刷し、パンフレットと一緒に各学校（高等学校を除く）に送付する。なお、アンケートの返信先は、茨城県福祉部 福祉政策課とする。

ク チラシ作成、印刷

・「いばらきふくしのおしごとナビ」周知のためのチラシを作成・印刷し、パンフレットと一緒に各学校（高等学校を除く）に送付する。

ケ 納品・発送

・学校ごとに梱包し、各学校に送付

※公立中学校については 学校ごとに梱包し、各市町村教育委員会に送付（ただし、水戸市については市内の各学校に直接送付）

② 「いばらきふくしのおしごとナビ」掲載用原稿の作成

「いばらきふくしのおしごとナビ」ウェブサイト内の先輩インタビューへの記事掲載を可能とするコンテンツの作成を行う。

（４）印刷仕様

- ・規格：A4 判 オールカラー12 ページ程度（表・裏紙含む）、中綴じ
- ・紙質：マットコート 93.5 kg相当
- ・印刷部数：29,000 部
- ・冊子の印刷用の電子データ（PDF ファイル・Adobe Illustrator データ、撮影写真データ他）を保存した DVD を 2 部作成すること。

3 委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4 応募資格

県内に事業所等を有する法人であって、次の要件を全て満たすことができるものとする。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要領(平成 8 年茨城県告示第 254 号)に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指

- 名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (4) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号までに規定する者でないこと。

5 委託料

2,460,414 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

6 応募方法等

(1) 提出書類

- ① 「令和 4 年度介護職 PR パンフレット作成業務委託」応募申請書（様式第 1 号）
- ② 令和 4 年度介護職 PR パンフレット作成業務委託企画提案書（様式第 2 号）
※以下の内容を盛り込むこと。
 - ・表紙デザイン（イメージ） 1 点
 - ・主なデザイン変更案 1 点
- ③ 令和 4 年度介護職 PR パンフレット作成業務委託経費積算書（様式第 3 号）
- ④ 応募資格等確認用書類 ※証明書等は、申請日前 3 月以内に交付されたものとする。
 - ア 応募資格誓約書（様式第 4 号）
 - イ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの
 - エ 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
- ⑤ 事業実績書（様式第 5 号）
- ⑥ その他提案事業の参考となる資料（様式第 6 号）
- ⑦ 会社概要書（様式第 7 号）

(2) 提出部数及び提出方法

6 部（正本 1 部、副本 5 部）

持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(3) 提出期限

令和5年1月20日(金) 午後5時まで(必着)

(4) 提出場所及び問合せ先

茨城県福祉部福祉政策課 福祉人材確保室担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話：029-301-3197 FAX：029-301-3179

E-mail：fukushi8@pref.ibaraki.lg.jp

(5) 応募にあたっての留意事項

- ・企画提案は、1法人につき1件とする。
- ・提出された書類の内容は、変更することができない。
- ・提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は、失格とする。
- ・応募に関する費用は、すべて応募者の負担となる。
- ・提出された書類等は、返却しない。
- ・応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式第8号)を提出する。
- ・採択された企画提案書の著作権は、茨城県に帰属する。

7 質問の受付及び回答

本要領は仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、次により質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年1月16日(月) 午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

次の電子メールアドレス又はFAX番号により、茨城県福祉部福祉政策課福祉人材確保室担当宛に提出すること。

E-mail：fukushi8@pref.ibaraki.lg.jp

FAX：029-301-3179

(3) 提出書類

質問書(様式第9号)

(4) 質問に対する回答

質問書を提出した者に対し、電子メール又はFAXで回答する。

なお、本要領及び仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

8 審査

(1) 審査方法

- ①企画提案内容について、プロポーザル審査委員会を開催し、審査委員による審査を行う。
- ②プロポーザル審査委員会においては、6（1）の提出書類により審査する。
- ③企画提案提出者は、当該提案について、必要に応じてプレゼンテーションを行う。

(2) 選定結果の通知

プロポーザル審査委員会の審査結果に基づき、1 受託候補者を選定し、選定後、速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(3) 審査基準

審査項目	審査基準
全体構成・ 企画力	・介護職、業務目的について十分理解した提案となっているか。
	・昨年度パンフレットを基に、より介護職の魅力を PR するための工夫がされているか。
	・インタビューは、中学生に興味を持たれる内容になっているか。
	・積算は妥当なものか。（費用対効果は適当か）
業務遂行力	・実施体制、スケジュールは十分なものとなっているか。 （取材等による情報収集も十分行える体制となっているか。）
	・同種・類似事業の実績はあるか。

9 受託候補者選定後の手続

- (1) 茨城県は、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）等の関係法令の規定に基づき、随意契約による契約の手続を行う。
- (2) 茨城県は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の提案業者と交渉を行うこととする。
- (3) 契約書の作成の際に必要な経費は、全て事業者の負担とする。

10 その他留意事項

事業の成果は茨城県に帰属する。